移動サービス専用自動車保険について　事故対応編（事故の種類）

（自動車事故の種類）

自動車事故を移動サービス専用自動車保険の観点から簡単に分類してみました。

**※実際に事故が発生した場合、事故状況に応じて下記の分類のとおりとならない場合がある点、あらかじめお含みおきください。**

１　人身及び物損事故（対人・対物事故含む）

相手（人）に損害を与える、または相手の物（相手の自動車など）に損害を与えてしまう場合の事故のこと。

　自動車保険における賠償責任保険では、自動車**事故**で相手（人）に損害を与えてしまった場合や、相手（物：自動車など）に損害を与えてしまった場合の損害賠償金を想定しています。 前者を「**対人**賠償責任保険」、後者を「**対物**賠償責任保険」といいます。  **対物**賠償責任保険で想定しているのは、自動車**事故**による相手の物に対する賠償です。

　（例）

・通行中の通行者を轢いてしまって死傷させた場合。交差点で第三者の車に追突し、相手の運転手並びに同乗者を死傷させた場合、同時に相手の車に損害を与えた場合。

・第三者に被害は与えなかったがコンビニに突っ込んで店舗を損壊させる場合。など

対人及び対物事故ではないが、これらの事故により、自身や同乗者が死傷したり、乗っていた車が損傷損壊したりする場合。

（人身及び物損事故で起こりうる被害）

1. 相手（自動車）の運転手・同乗者が死傷

　　⇒　移動サービス専用自動車保険（対人賠償責任保険（車両あり/なしプラン共通））

1. 通行者を死傷させる

　　⇒　移動サービス専用自動車保険（対人賠償責任保険（車両あり/なしプラン共通））

1. 相手の車が損傷損害

　　⇒　移動サービス専用自動車保険（対物賠償責任保険（車両あり/なしプラン共通））

* 協会の「お見舞金制度」に加入のセンターは、一部補償の可能性があります。
1. 車以外の物を損壊させる

　　⇒　移動サービス専用自動車保険（対物賠償責任保険（車両あり/なしプラン共通））

* 協会の「お見舞金制度」に加入のセンターは、一部補償の可能性があります。
1. 提供会員及び同乗者が死傷

　　⇒　2025年度より「移動サービス専用自動車保険」に「人身傷害補償」が追加さ

れました。そのため、送迎活動中の事故に同乗していた方並びに運転していた

提供会員が死傷された場合も補償される可能性があります。また、相手に過失

がある場合は、過失割合によって相手の任意保険から補償される可能性があり

ます。

　　　※「地域子育て支援補償保険」に加入されている場合は、依頼子ども、提供会員の死傷については加入範囲で補償されます。

1. 提供会員の車が損傷

　　　⇒　移動サービス専用自動車保険の車両保険ありのプラン加入の場合は加入の

範囲で補償されます。ただし、相手に過失がある場合は、過失割合によって

相手の任意保険から補償される可能性があります。

※　協会の「お見舞金制度」に加入のセンターは、一部補償の可能性があります。

２　自損事故（単独事故）

　相手が存在しない交通事故や、提供会員に１００％過失がある交通事故により自身や同乗者が死傷する事故のこと。

　（例）

・電信柱や信号機、ガードレールなどに運転手のミスで破損させ、自身や同乗者が死傷するような場合。

・信号待ち停止中の自動車に追突して、提供会員や同乗者が死傷するような場合。など

（自損事故で起こりうる被害）

1. 提供会員及び同乗者が死傷

　　　⇒　移動サービス専用自動車保険の人身傷害保険特約で対応。

* 「地域子育て支援補償保険」に加入されている場合は、依頼子ども、提供会員の死傷については加入範囲で補償されます。
1. 提供会員の車が損傷損壊

　　　⇒　移動サービス専用自動車保険の車両保険ありのプラン加入の場合は加入の範囲で補償されます。

※　協会の「お見舞金制度」に加入のセンターは、一部補償の可能性があります。

1. 停止中の車や、公共物や建物を損傷損壊させた場合

　　　⇒上記１．①③④と同じ。

移動サービス専用自動車保険（対物賠償責任保険）

* 協会の「お見舞金制度」に加入のセンターは、一部補償の可能性があります。

３　もらい事故

　提供会員自身には全く過失がない場合の事故のこと。

　（例）

・具体的には、「駐車場に車をとめていたらぶつけられた」「信号待ちで停車中に追突された」というような**場合。**

（もらい事故で起こりうる被害）

①　提供会員及び同乗者が死傷

　　⇒　移動サービス専用自動車保険では補償できません。

相手（加害者）に補償してもらう事になります。具体的には相手の加入して

る任意保険会社からの補償を受けることが通例です。この場合は、相手の保険

会社と提供会員ご自身で対応して頂きます。

* 「地域子育て支援補償保険」に加入されている場合は、依頼子ども、提供会員のケガについては補償されます。

②　提供会員の車が損傷

　⇒　移動サービス専用自動車保険ではなく、相手（加害者）に補償してもらう事になります。具体的には相手の加入している任意保険会社からの補償を受けることが通例です。この場合は、相手の保険会社と提供会員ご自身で対応して頂きます。しかし相手が自動車保険に加入していない場合は、移動サービス専用自動車保険の車両保険ありプランの場合は対応することが可能です。